

生活科学 センター だより

光回線を勧められたら

〔相談〕

高齢で一人暮らしの母に大手通信会社の代理店を名乗り「電話料金が今までよりも安くなる」と言って光回線の訪問勧誘があり承諾しようとした。母の家にパソコンはなく、今後もインターネットを利用するつもりはない。母は認知症ではないが、このような回線に知識がなく、よく理解せずに安くなるなら良いと思いついてしまったようだ。工事は1週間後だと言いが今からでも取消しができるだろうか。

(50歳代男性)

〔処理〕

通信事業は訪問販売や電話勧誘販売であってもクーリング・オフ制度はありません。しかし、工事前であれば費用

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



負担や違約金無しで解約できる場合があるので自主交渉を勧めたところ、相談者からキャンセルできたと言っていました。

〔アドバイス〕

光回線は光ファイバーケーブルを利用して光信号で情報の送受信を行う通信回線です。大容量のデータを高速で送受信できることから、インターネット通信をはじめ、固定電話に代わる格安の電話、テレビ電話や動画の配信、通信カラオケなどさまざまな通信サービスが利用できます。しかし、通信料が格安の光電話だけを単独で利用することはできません。インターネット回線と組み合わせで利用することができると、インターネットをほとんど利用し

ない場合はかえって高額になりかねません。

「電話回線の調査に来た」などと言って訪問してきた者から光回線を勧誘された。現在利用している通信会社からの連絡だと勘違いして契約した。必要がないと断っているのに長く居座られて仕方なく契約したと等の相談もあります。

勧められるままに承諾せず、自分(家族)に必要なサービスなのかよく考えましょう。そして契約するときはサービス内容、利用料金、解約条件をよく確認しましょう。中途解約時における高額な手数料や2年間の自動更新の規約についても注意が必要です。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料

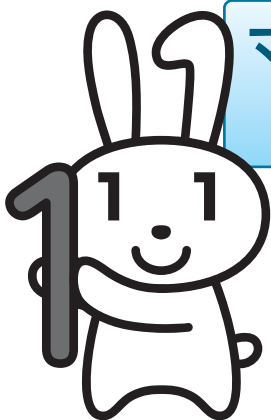
相談日時 火～金曜日

9時～16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。

(月曜日は休館日)

マイナンバー通知カードの 受け取りについて



マイナンバー『通知カード』(紙製)が11月下旬に、世帯主宛に転送不要の簡易書留で郵送されました。配達できなかった通知カードは、郵便局から役場に返戻されますので、まだ受け取られていない方は、住民生活課まで連絡してください。

【通知カード】



住所や氏名変更の手続をする時は、必ずご持参ください。

住民生活課(内線374・376)

通知カード(紙製)は、住民票がある方全員に交付されます。

本人確認書類ではないですが、個人番号が記載されています。他人に見せることなく、大事に保管してください。

個人番号カード(プラスチック製)は、通知カードを受け取った後に、申請された方に交付されます。本人確認書類や、電子申告(e-tax)に使用することができます。

ありがとうございました

町長
嶋田正義

12月17日に福崎町長を退任いたしました。

阪神淡路大震災の年から20年お世話になりました。

行政経験はなく、酒が飲めず、外交がへたな私は、助役や副町長をはじめとする町職員、国県職員、何よりも町民のみなさんに教えられ、支えられての町長生活でした。

「村は住む人のほんの僅かな気持ちから、美しくもまづくもなるものだということを考えるような機会が私には多かったです。」という柳田國男さんのことを大切に、「自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくり」をすすめました。

人類が続くかぎり、行政の仕事は終わりがありません。一つ片付けば次の仕事が続いていきます。前任者から渡されたバトンをしっかり握って次の走者へと思い懸命に走りました。

中学卒業までの医療費の無料化、公共下水道、図書館、幼児園、さるびあドームの建設、三木家の改修、河童や天狗像の設置、小型ポンプ操作



第42回
福崎秋まつり

での全国優勝や50周年記念の屋台大集合などが心に残ります。

苦労したことを三つあげるとすれば、もちむぎ食品センター、市町村合併、公共下水道です。このどれもに共通していることは学力の低さ、勉強不足です。

簿記や経営の知識がないこと、憲法や地方自治法、民法、商法などの理解不足、なかでも困ったのは語学力のなさです。

下水道の膜処理は公共下水道では日本初のもです。日本での先例がなく説明に苦労しました。受験勉強よりも熱心に英語辞書を活用しました。この経験がイングリッシュカフェステイバルの創設になりました。

いたらぬ私でしたが暖かいご支援をいただきました。唯ただ感謝、感謝です。ありがとうございました。

食育通信

～子育てコラボ～

いっしょに朝ごはんを作ってみよう！

生活科学センターと西部子育て学習センターとの共催で、2歳～3歳の子育てグループの親子を対象に「おにぎり教室」を開催しました。

消費者の会のサポートを受けて、親子でいっしょにいそがしい朝でも気軽に作れるメニューにチャレンジしました。のりを小さくちぎってサッカーボールのおにぎりを作ろうとする子、初めて卵を割った子などさまざまでしたが、最後にはみんなそろって「おいしいね。」と食べることができました。

親子で料理を作った経験は子どもにとっても親にとっても宝物になることでしょう。まずは気軽にチャレンジできるメニューから、お休みの日に作ってみませんか？



メニュー
おにぎり・ココット
味噌汁・ラッシー



『ため池教室』開催！

10月5日に大門区皿池、28日には桜区西池で、ため池教室を開催しました。主催は大門自治会と桜自治会で、田原小学校4年生80人、高岡小学校3年生14人が招待されました。ため池の仕組みを学んだあと、実際にため池に入って泥だらけになりながら魚を捕りました。大きな魚はみんなで協力して捕まえました。また、捕獲した生き物についての学習も行いました。

保護者の方へ

子どもだけでため池へ行かないよう注意してください。



大門皿池

コイのひげが何本だったか覚えているかな？



桜西池



ともだち

高岡小学校2年

尾崎優花

わたしが一人でいると、さ
らちゃんが、「いっしょに行こう。」
と手をひっぱってくれました。
手があつくなりました。
さらちゃんは、いつも、
「あそぼ。」
と云ってくれます。わたしは、
そのこえで、いつも元気にな
れます。
休みじかんは、ブランコで
あそぶことが多いです。りあ
ちゃんに、
「あそぼ。」
と云うと、
「うん。」
と云って、いっしょにあそび
ます。さらちゃんに云っても
「いいよ。」
と云ってあそびます。
さとがちゃんに、

「ごめんね。」
と云うと、
「いいよ。」
と云ってくれます。
一人でいても、みんながさ
そってくれて、みんながとな
がります。ことばで、みんな
がつながります。みんな、や
さしいです。
わたしたちのクラスは、い
ろいろなプロがいます。やさ
しいプロ、やさしさ見つけの
プロに、みんながなれるとい
いです。ふわふわことばをつ
かうみんなが、いいと思いま
す。
次はできるようにになりたい
田原小学校6年
平尾歩暉



福崎小学校1年 荒木結真

腰を痛そうにしながら、ゆつ
くりとぼうしを取りに行つて
いました。
家に帰ってから、なぜあの
時、おばあさんのぼうしを取
つてあげられなかったのだろ
う。なぜだろう。と考えてい
ました。おばあさんは、とて
もしんどかっただろうと思つ
と悲しくなりました。
だれでも年をとつたらおば
あさんのように腰を痛そうに
すると思います。ほくにもそ
んな時が絶対にくると思いま
す。ほくがそうになったら、き
つと助けて欲しいと思うでし
ょう。自分もしてもらいたい
のだから、まずは自分が助け
てあげないといけなかったと
ほくは思いました。そして、
困っている人がいたら、みん



八千種小学校2年 木村悠太



なで助け合っていくことが大
切なんだと思いました。
あのおばあさんを助けてあ
げられなかったことを後悔し
ています。こういうところが、
ほくの弱いところです。
次からは困っている人がい
たら進んで助けたり、手伝つ
たりしようと思います。

人権標語

ありがとう こんどはほくが
たすけるよ

福崎小学校1年
持田真尋

「見てただけ」 見ている人も
いじめる

八千種小学校6年
谷口結

「ありがとう」 人から人へ
咲く笑顔

福崎東中学校3年
三木愛梨

さしのべる 君のその手に
思いやり

福崎西中学校3年
岡本一成



福崎西中学校3年 橋本空翔

～認定こども園・保育所などに通っている児童の保護者のみなさんへ～

ひょうご多子世帯保育料軽減制度のご案内



子育て家庭の支援を通じて、子どもを生きやすい環境づくりを推進するため、多子世帯の認定こども園などの利用者負担額の一部を助成し、多子世帯における経済的負担の軽減を図る制度が、本年度も兵庫県で実施されます。この制度を受け、福崎町では対象世帯に軽減額を助成します。

<助成対象世帯>

同一世帯で18歳未満の子どもが3人以上いて、かつ第3子以降の子どもが現在認定こども園・保育所などに通っている世帯

18歳未満の子どもとは、平成9年4月2日以降生まれの子どもです。ただし、結婚や就職等により該当しない場合もあります。

該当者には12月に申請書を提出していただき、3月までの利用者負担額納付が確認できた後、3月末に軽減額を助成します。

<助成する要件>

利用月	所得要件
平成27年 4月～8月	平成26年度の市町村民税所得割額が119,000円以下の世帯が対象
平成27年9月～ 平成28年3月	平成27年度の市町村民税所得割額が119,000円以下の世帯が対象

市町村民税所得割額は、各市町の「利用者負担額の階層を決定する市町村民税所得割額」を用います。

<助成する金額>

月額5,000円を超える利用者負担額に対して

3歳未満児	上限 5,500円 / 月
3歳以上児	上限 4,000円 / 月

利用者負担額が月額5,000円以下の場合は助成対象外です。

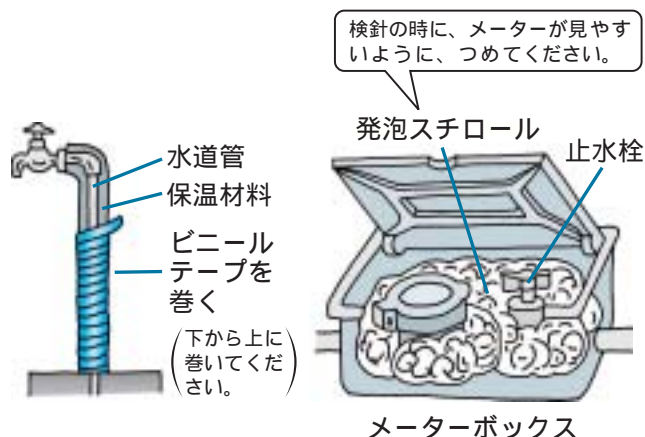
年齢は、平成27年3月31日の年齢です。

問い合わせ先 学校教育課（内線251）

上下水道課からのお知らせ

水道管にも冬じたくを！

屋外でむきだしになっているところ、家の北側、風当たりの強い場所にある水道管やメーターは、凍結したり破裂したりします。古い毛布や布切れでおおってテープなどを巻き、保温しましょう。蛇口が凍った時は、上からタオルなどをかぶせて、ゆっくりとぬるま湯をかけてください。



問い合わせ先 上下水道課（内線381）

家庭内の漏水にご注意を！

月に1回程度、メーターの確認をしてください。ご家庭で定期的にメーターを確認することで、漏水の早期発見につながります。



漏水を発見するには

水道の蛇口を全部閉めた状態で、メーター内の銀色のパイロットが回っていないか確認してください。回っていれば、漏水している可能性があります。

漏水を発見したら

指定給水装置工事業者に調査修理を依頼してください。（指定業者以外による工事は認められていません。）

漏水還付について

届出後、3回分の検針結果から正常な使用水量を算出して判定するため、修理完了から半年以上の期間が必要となりますのでご了承ください。（漏水量が少ない場合は還付の対象にならないこともあります。）

福祉医療費助成実績表

医療制度	対象年齢等	平成26年度		平成25年度	
		受給者数(人)	1人あたり医療費助成額(円)	受給者数(人)	1人あたり医療費助成額(円)
乳幼児等	0歳～小学3年生	1,568	33,158	1,583	32,289
こども	小学4年生～中学3年生	986	23,400	913	23,636
母子家庭等	18歳または20歳までの子を監護する母子家庭等の母または父及びその子	241	33,862	276	31,472
重身障	身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定	183	170,029	191	174,052
重精障	精神障害者保健福祉手帳1級	3	8,195	3	67,406
老人	65歳以上70歳未満	91	48,787	89	65,084
高齢重身障	後期高齢者加入者 身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定	167	92,411	163	85,846
高齢重精障					
精神疾患	精神障害者保健福祉手帳1級で低所得者	2	191,976	4	127,592
公費負担	老人医療以外の福祉医療受給者で特定疾患等の公費負担医療受給者	11	32,352	11	41,932
未熟児養育	身体の発育が未熟なまま出生した乳児	5	189,461	2	125,590
合計		3,261	41,704	3,239	41,973

平成26年度福祉医療費助成実績および各種届出についてのお知らせ

平成26年度福祉医療費助成実績は次のとおりです。

介護保険 福崎町地域密着型サービス事業所の公募

第6期福崎町介護保険事業計画に基づき、「地域密着型サービス」を実施する事業者の公募を行います。

公募するサービス種類と整備数、整備場所は次のとおりです。

サービス種類	整備数	整備場所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	福崎町内

地域密着型サービスとは・・・

認知症や一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら介護を受けることができるサービスです。原則として福崎町の方の利用となります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは・・・

日中・夜間を通じ、短時間の定期巡回により訪問し、訪問介護や訪問看護サービスを一体的に提供するサービスです。

受付期間 平成28年1月4日(月)～1月29日(金)の開庁日

受付時間 9:00～17:00

受付方法 事前に来庁日時をお約束のうえ、直接持参ください。

郵便やメールでの応募は受付いたしません。

公募要領等は役場健康福祉課にあります。

福崎町公式ホームページにも掲載しています。

受付場所 健康福祉課 介護保険係

その他 ・事業予定者は、福崎町介護保険運営協議会の審査による評価結果に基づき、町長が決定します。

・開設は、平成29年3月予定。

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係(内線352・364)

- ・予防を心がけましょう！
- ・日頃からの健康維持と早期発見・早期治療を心がけましょう。
- ・こんな時は必ず届出を！
- ・健康保険が変わった時
- ・住所や氏名が変わった時
- ・転出する時(医療費受給者証を必ず返却してください。)
- ・生活保護を受けることとなった時
- ・交通事故などによるケガで診療を受けた時

学校でケガをしたら？
学校管理下でのケガにより医療機関等で受診される時には、健康保険証のみ提示し、一度自己負担してください。
自己負担した医療費については災害共済給付制度をご利用ください。
問い合わせ先
健康福祉課 国保医療係(内線356)